

# 開示項目一覧

## 1 銀行法施行規則第19条の2(単体)

銀行の概況および組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織	86
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	87
(2) 各株主の持株数	87
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	87
3. 取締役および執行役の氏名および役職名	64~65
4. 会計監査人の氏名または名称	115
5. 営業所の名称および所在地	88~89
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称または氏名	184~253
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所または事務所の名称	184~253

銀行の主要な業務の内容

7. 銀行の主要な業務の内容	87
----------------	----

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

8. 直近の事業年度における事業の概況	6~55
9. 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	114
(2) 経常利益または経常損失	114
(3) 当期純利益もしくは当期純損失	114
(4) 資本金および発行済株式の総数	114
(5) 純資産額	114
(6) 総資産額	114
(7) 預金残高	114
(8) 貸出金残高	114
(9) 有価証券残高	114
(10) 単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率(43に規定する単体レバレッジ比率を除く。))	114
(11) 配当性向	114
(12) 従業員数	114
10. 直近の二事業年度における業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	131
11. 直近の二事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの	
(1) 資金運用収支	131
(2) 役員取引等収支	131
(3) 特定取引収支	131
(4) その他業務収支	131
12. 直近の二事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定ならびに資金調達勘定の	
(1) 平均残高	132
(2) 利息	132
(3) 利回り	132
(4) 資金利ざや	144
13. 直近の二事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの受取利息および支払利息の増減	133
14. 直近の二事業年度における総資産経常利益率および資本経常利益率	144
15. 直近の二事業年度における総資産当期純利益率および資本当期純利益率	144
16. 直近の二事業年度における国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	135
17. 直近の二事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	136
18. 直近の二事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	138
19. 直近の二事業年度における固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	138
20. 直近の二事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および支払承諾見返額	139
21. 直近の二事業年度における使途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出金残高	139
22. 直近の二事業年度における業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	139
23. 直近の二事業年度における中小企業等に対する貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	139
24. 直近の二事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	140
25. 直近の二事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値および期中平均値	145
26. 直近の二事業年度における商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。)	141
27. 直近の二事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	141

28. 直近の二事業年度における国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分)の平均残高	142
29. 直近の二事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預証券の期末値および期中平均値	145

銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

30. リスク管理の体制	68~70, 77~84
31. 法令遵守の体制	71~72
32. 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	38~43, 87
33. 法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号または名称	91

銀行の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

34. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書	115~121
35. 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	140
(2) 延滞債権に該当する貸出金	140
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	140
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	140
36. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	168~180
37. 有価証券に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	122~124
(2) 時価	122~124
(3) 評価損益	122~124
38. 金銭の信託に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	124
(2) 時価	124
(3) 評価損益	124
39. 第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	125~127
(2) 時価	125~127
(3) 評価損益	125~127
40. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	128
41. 貸出金償却の額	128
42. 銀行が貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	115
43. 単体自己資本比率および単体レバレッジ比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率(単体自己資本比率を除く。))の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	169

報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益または労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。))に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

44. 報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益または労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。))に関する事項であって、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	181~183
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

## 2 銀行法施行規則第19条の3(連結)

銀行およびその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 銀行およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	86~87
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	87
(2) 主たる営業所または事務所の所在地	87
(3) 資本金または出資金	87
(4) 事業の内容	87
(5) 設立年月日	87
(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	87
(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	87

銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の事業年度における事業の概況	6~55
2. 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	

リスク管理

会社データ

財務データ  
(連結)

財務データ  
(単体)

自己資本の充実の状況  
(連結)

自己資本の充実の状況  
(単体)

報酬等に関する  
開示事項

銀行代理業を営む営業所  
または事務所

開示項目一覧

(1) 経常収益またはこれに相当するもの	94
(2) 経常利益もしくは経常損失またはこれらに相当するもの	94
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益もしくは親会社株主に帰属する当期純損失	94
(4) 包括利益	94
(5) 純資産額	94
(6) 総資産額	94
(7) 連結自己資本比率	94

銀行およびその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含む。5.において同じ。)	95～110
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	112
(2) 延滞債権に該当する貸出金	112
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	112
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	112
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	147～166
4. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報またはこれに相当するもの	111
5. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	95
6. 連結自己資本比率および連結レバレッジ比率(法第14条の2第2号に規定する基準に係る算式により得られる比率(連結自己資本比率を除く。))の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	150

報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行もしくはその子会社等から受ける財産上の利益または労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)に関する事項であって、銀行およびその子会社等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

### 3 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条 (単体・資産の査定基準)

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	140
2. 危険債権	140
3. 要管理債権	140
4. 正常債権	140

### 4 平成26年金融庁告示第7号第10条 (単体・自己資本の充実の状況)

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(別紙様式第11号により作成)	168～169
--------------------------------	---------

定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要	151
-------------	-----

銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	151
------------------------	-----

信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針および手続の概要	81～84
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構および輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)	154
(2) エクスポーチャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	154
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) 使用する内部格付手法の種類	—
(2) 内部格付制度の概要	—

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要((vi)および(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	-
(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権および適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。)	-
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	-
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	-
(iv) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)	-
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	-
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	-

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	159
-------------------------------	-----

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	160
------------------------------------------------	-----

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針およびリスク特性の概要	161
2. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで(自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備およびその運用状況の概要	161
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	161
4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	161
5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	-
6. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	161
7. 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)および関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	161
8. 証券化取引に関する会計方針	162
9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)	161
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	-
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	-

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第37条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

1. リスク管理の方針および手続の概要	-
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別または個別リスクもしくは一般市場リスクの別に開示することを要する。)	-
3. 想定される保有期間および保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	-
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要ならびにバック・テストおよびストレステストの説明	-
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	-
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	-
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提および評価の方法	-

オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針および手続の概要	84
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。)	163
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	-
(1) 当該手法の概要	-
(2) 保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。)	-

銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という。)または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	80~84
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

金利リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針および手続の概要	80~81, 166
2. 金利リスクの算定手法の概要	166

リスク管理

会社データ

財務データ  
(連結)

財務データ  
(単体)

自己資本の充実の状況  
(連結)

自己資本の充実の状況  
(単体)

報酬等に関する  
開示事項

銀行代理業を営む営業所  
または事務所

開示項目一覧

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.および3.の額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	170~172
(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)および(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	-
(i) 事業法人向けエクスポージャー	-
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	-
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	-
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	-
(v) 適格リボリング型リテール向けエクスポージャー	-
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	-
(3) 証券化エクスポージャー	170~172
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額	
(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	-
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	-
3. リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下同じ。)又は信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	
(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引の категорияごとの開示することを要する。)	-
(2) 内部モデル方式	-
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1) 基礎的手法	170
(2) 粗利益配分手法	-
(3) 先進的計測手法	-
6. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第37条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。)	170

信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)およびエクスポージャーの主な種類別の内訳	173
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
(1) 地域別	173
(2) 業種別または取引相手の別	173
(3) 残存期間別	174
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(1) 地域別	173
(2) 業種別または取引相手の別	173
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	
(1) 地域別	175
(2) 業種別または取引相手の別	175
5. 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額	174

6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を実験した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)ならびに第248条の4第1項第1号および第2号(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	176
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権およびマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項および第5項ならびに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	-
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)	
(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値およびオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)	-
(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値および残高	-
(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	-
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	-
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	-
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値および当該実績値と過去の実績値との対比ならびに要因分析	-
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	-

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法または基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGDおよびEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。)が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を実験された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	
(1) 適格金融資産担保	177
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	-
2. 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を実験された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	177

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	177
2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	177
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を実験する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)	177
4. 2.に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)	177
5. 担保の種類別の額	177
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を実験した後の与信相当額	177
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額	177
8. 信用リスク削減手法の効果を実験するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	177

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-
(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額および当期の損失額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-
(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	-

リスク管理

会社データ

財務データ  
(連結)

財務データ  
(単体)

自己資本の充実の状況  
(連結)

自己資本の充実の状況  
(単体)

報酬等に関する  
開示事項

銀行代理業を営む営業所  
または事務所

開示項目一覧

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	-
(6) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	-
(9) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	-
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	-
2. 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	178
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	178
(3) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	178
(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	178
3. 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-
(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	-
(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	-
(5) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	-
(9) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	-
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
4. 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-
(4) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する銀行に限る。)

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-

3. 期末の追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の額ならびに開示期間における追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均および最低の額	-
4. バック・テストの結果および損益の実績値がリビュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	-

リスク管理

会社データ

財務データ  
(連結)

財務データ  
(単体)

自己資本の充実の状況  
(連結)

自己資本の充実の状況  
(単体)

報酬等に関する  
開示事項

銀行代理業を営む営業所  
または事務所

開示項目一覧

出資等または株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 貸借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
(1) 上場している出資等または株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)	179
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等または株式等エクスポージャー	179
2. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	179
3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	179
4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	179
5. 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	-

リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

1. 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
2. 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
3. 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
4. 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179
5. 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	179

金利リスクに関する事項(別紙様式第11号の2により作成)	180
------------------------------	-----

## 5 平成26年金融庁告示第7号第12条 (連結・自己資本の充実の状況)

### 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(別紙様式第12号により作成)	149~150
--------------------------------	---------

### 定性的な開示事項

#### 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因	148
2. 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容	148
3. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容	148
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容	148
5. 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要	148

自己資本調達手段の概要	151
-------------	-----

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	151
----------------------------	-----

#### 信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針および手続の概要	81~84
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)	154



(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	154
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) 使用する内部格付手法の種類	—
(2) 内部格付制度の概要	—
(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要((vi)および(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	—
(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権および適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。)	—
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	—
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	—
(iv) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)	—
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	—
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	—

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	159
-------------------------------	-----

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	160
------------------------------------------------	-----

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針およびリスク特性の概要	161
2. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで(自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備およびその運用状況の概要	161
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	161
4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	161
5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	—
6. 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	161
7. 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)および関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	161
8. 証券化取引に関する会計方針	162
9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)	161
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第25条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)	
1. リスク管理の方針および手続の概要	—
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別または個別リスクもしくは一般市場リスクの別に開示することを要する。)	—
3. 想定される保有期間および保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	—
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要ならびにバック・テストングおよびストレステストの説明	—
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提および評価の方法	—

オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針および手続の概要	84
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。)	163
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
(1) 当該手法の概要	—
(2) 保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。)	—

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	80~84
---------------------------------------	-------

金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針および手続の概要	80~81, 166
2. 金利リスクの算定手法の概要	166

定量的な開示事項

その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 148

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.および3.の額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	151~153
(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)および(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	-
(i) 事業法人向けエクスポージャー	-
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	-
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	-
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	-
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	-
(3) 証券化エクスポージャー	151~153
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額	
(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	-
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	-
3. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	
(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。)	-
(2) 内部モデル方式	-
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1) 基礎的手法	151
(2) 粗利益配分手法	-
(3) 先進的計測手法	-
6. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第25条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。)	151

信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)およびエクスポージャーの主な種類別の内訳	155
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
(1) 地域別	155
(2) 業種別または取引相手の別	155
(3) 残存期間別	156
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(1) 地域別	155
(2) 業種別または取引相手の別	155
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	
(1) 地域別	157
(2) 業種別または取引相手の別	157

リスク管理

会社データ

財務データ  
(連結)

財務データ  
(単体)

自己資本の充実の状況  
(連結)

自己資本の充実の状況  
(単体)

報酬等に関する開示事項

銀行代理業を営む営業所または事務所

開示項目一覧

5. 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額	157
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)ならびに第248条の4第1項第1号および第2号(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	158
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権およびマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項および第5項ならびに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	—
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)	
(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値およびオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)	—
(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値および残高	—
(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	—
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	—
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値および当該実績値と過去の実績値との対比ならびに要因分析	—
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	—

#### 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	
(1) 適格金融資産担保	159
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	—
2. 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	159

#### 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	160
2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	160
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)	160
4. 2.に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)	160
5. 担保の種類別の額	160
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	160
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額	160
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	160

#### 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	—
(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額および当期の損失額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	—
(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	—

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-	
(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	-	
(6) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-	
(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-	
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	-	
(9) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-	
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	-	
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-	
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-	
(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	-	
2. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	162	
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	162	
(3) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	162	
(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	162	
3. 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-	
(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	-	
(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-	
(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	-	
(5) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-	
(6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-	
(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-	
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	-	
(9) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-	
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	-	
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-	
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-	
4. 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-	
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	-	
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-	
(4) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-	

リスク管理

会社データ

財務データ  
(連結)

財務データ  
(単体)

自己資本の充実の状況  
(連結)

自己資本の充実の状況  
(単体)

報酬等に関する  
開示事項

銀行代理業を営む営業所  
または事務所

開示項目一覧

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-

3. 期末の追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の額ならびに開示期間における追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均および最低の額	—
4. バック・テストの結果および損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	—

出資等または株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 連結貸借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	
(1) 上場株式等エクスポージャー	164
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等または株式等エクスポージャー	164
2. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	164
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	164
4. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額	164
5. 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	—

リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

1. 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
2. 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
3. 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
4. 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165
5. 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	165

金利リスクに関する事項(別紙様式第11号の2により作成)	166
------------------------------	-----

## 6 平成24年金融庁告示第21号第5条 (銀行の報酬等に関する開示事項)

1. 対象役員(銀行の取締役(社外取締役を除くことができる。)、執行役、会計参与および監査役(社外監査役を除くことができる。))をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。)および対象従業員等(銀行の対象役員以外の役員および従業員(直近の事業年度中に退任または退職した役員および従業員を含む。))であって、銀行から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益または労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)を受ける者のうち、銀行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。)の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成および職務に関する事項	181～183
2. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項	182
3. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項	182～183
4. 対象役員および対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項	182～183
5. 対象役員および対象従業員等の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項	183
6. 1.から5.に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	183

## 7 平成24年金融庁告示第21号第6条 (子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項)

1. 対象役員および対象従業員等(銀行の対象役員以外の役員および従業員ならびにその主要な連結子法人等(規則第35条第1項第20号に規定する連結子法人等をいう。以下同じ。))の役員および従業員(直近の事業年度中に退任または退職した役員および従業員を含む。))であって、銀行またはその主要な連結子法人等から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行もしくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益または労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)を受ける者のうち、銀行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。)の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成および職務に関する事項	—
2. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項	—
3. 対象役員および対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項	—
4. 対象役員および対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項	—
5. 対象役員および対象従業員等の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項	—
6. 1.から5.に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	—